

議案第21号資料

◇上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成13年上尾市教育委員会規則第4号） 新旧対照表

改正前 (____改正部分)	改正後 (太字 改正部分)
<p>(定数)</p> <p>第3条 教育相談員の定数は、4人以内とする。</p> <p>2 学校適応指導教室指導員の定数は、3人以内とする。</p> <p>3 教育心理専門員の定数は、2人以内とする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第3条 教育相談員の定数は、4人以内とする。</p> <p>2 学校適応指導教室指導員の定数は、3人以内とする。</p> <p>3 教育心理専門員の定数は、3人以内とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p>